

奈良県告示第四百六十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年三月二日

奈良県知事 荒井正吾

区分	区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり	山添村	四月十二日（木）	午前十時から 午後三時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所
	川西町	四月十九日（木）		
	三宅町	四月二十日（金）		
	田原本町	四月二十三日（月）		
	天理市	五月十日（木） 五月十一日（金） 五月十四日（月）		

				運搬が困難な はかり以外の 特定計量器			
天理市		田原本町		山添村		大和郡山	市
五月十五日（火）		四月二十四日（火）		四月十三日（金）		五月二十二日（火）	
午前十時三十分から午前十分	午後三時まで	午後一時から午後三時まで	正午まで	午前十一時から正午まで	午前九時三十分から午前十分三十分まで	五月二十四日（木）	五月二十三日（水）
奈良県農業協同組合二階 堂支店福住出張所（天理		田原本町役場（磯城郡田 原本町八九〇番地の一）		山添村ふるさとセンター 内ふれあいホール（山辺 郡山添村大字大西一三六 七番地）	東山公民館（山辺郡山添 村大字桐山六三番地）		

大和郡山									
市		五月二十五日 (金)		五月二十一日 (月)		五月十八日 (金)		五月十七日 (木)	
午後三時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から	午後三時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から	午後一時三十分から午後三時三十分まで	正午まで
大和郡山市筒井町六〇〇番地四)		大和郡山市南部公民館(		天理市役所(天理市川原城町六〇五番地)		天理市立式上公民館(天理市遠田町四五番地九)		天理市立櫟本公民館(天理市櫟本町二四六〇番地一)	
								奈良県農業協同組合天理営農経済センター(天理市前栽町三三八番地)	
								市福住町二〇九八番地)	

